

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

○福島県監査委員
監査公表四件

福島県監査委員

監査公表第17号

令和5年3月31日監査公表第11号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和5年10月6日

福島県監査委員 山 田 平 四 郎

福島県監査委員 高野 光 二
 福島県監査委員 佐竹 浩
 福島県監査委員 高橋 宏 和
 5 財 第 2 8 7 号
 令和5年4月25日

福島県監査委員 山田 平四郎
 福島県監査委員 高野 光 二 様
 福島県監査委員 佐竹 浩
 福島県監査委員 高橋 宏 和

福島県知事 内堀 雅雄 閣

財政支援団体等監査に係る措置状況について（通知）

令和5年3月16日付け4福監第396号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。（別紙様式）

財政支援団体等監査に係る措置状況について

監査対象団体 公立大学法人福島県立医科大学
 監査対象年度 令和3年度
 監査実施年月日 令和5年1月12日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>〔指摘事項〕 入院に係る料金の一部について、消費税等の課税・非課税の区分を誤ったものがある。 〔事実〕 出産入院時の特別病室加算料（差額ベッド料）については、消費税等が非課税であるにもかかわらず、県立医科大学附属病院において、平成28年12月22日から令和3年12月22日までの間、消費税等課税として料金を算定し、徴収していた。 ・ 誤徴収対象者数：1,573名 ・ 誤徴収額：6,036,569円（一人当たり平均：3,838円） 県立医科大学は、誤徴収した金額に遅延損害金を加えた額を対象者に順次返金している。 ・ 返金済み対象者数：1,307名（83.1%） （職員調査日（令和4年10月27日）現在） ・ 返金済み誤徴収額：5,099,402円（84.5%）（同） ・ 遅延損害金：666,056円（同） 令和2年度までに誤徴収した金額については、各年度において消費税等として納付済みであるため、消費税等の更正の請求を行うことが可能である。 なお、令和3年4月1日から同年12月22日までに誤徴収した金額については、消費税等の申告期限までに、適正に申告されている。 〔是正又は改善の意見〕 消費税の課税・非課税の区分については、関係法令に基づき適正に行うこと。</p>	<p>（原因） 今回の事案は、平成28年12月のみらい棟の新設に伴い、新たに産科病棟の特別病室加算料を設定した際の事務処理誤りにより、本来非課税で処理すべきところを課税処理としていたことが原因です。 （処理状況） 指摘を受けた事実のとおり、消費税を誤徴収した患者に対し、誤徴収した消費税相当額及び誤徴収によって生じた遅延損害金を、順次返金しており、令和5年3月31日現在、 ・ 返金済対象者数：1,329名（84.5%） ・ 返金済誤徴収額：5,164,082円（85.8%） ・ 遅延損害金：677,032円 まで返金が進んでいることを確認しました。 なお、消費税の更正のためには、税理士と新たに委託契約を結ぶ費用が発生すること等を勘案し、更正の請求は行わないと整理したことについては、やむを得ないことと確認しました。 また、再発防止を図るため、病院で徴収している診療費について、改めて課税区分の取扱いが適正かどうかを再確認し間違いがなかったこと、消費税改正時や診療費の徴収方法に変更がある場合には、担当者だけでなく管理・監督者により改正・変更内容を精査するなど、病院内における確認体制の構築に取り組んでいることを確認しました。 （今後の対応） 当該法人が関係法令に基づき適正に事務処理を行うよう指導してまいります。</p>
<p>〔指摘事項〕</p>	

費用の会計年度所属区分に著しく適正を欠いているものがある。

「事実」

- 1 令和2年度に購入した郵便切手について、検収、請求書受領後速やかに支払うべきところ、支払関係帳票が管理の不備により所在不明となったことから、令和3年度の予算より支払っている。

切手代 303,744円
アンケート用 (@84×3,616枚)
請求書年月日 令和3年1月8日
支払日 令和3年5月12日

- 2 令和2年度の看護学部講座研究費の共通経費支払いについて、検収、請求書受領後速やかに支払うべきところ、担当者の失念により3か月以上遅延した上で令和3年度の予算より支払っている。

金額 574,120円
品名 ストレッチャー、車椅子(2台)、スクリーン
支払日 令和3年8月31日

- 3 受託研究に係る被験対象者への謝金支払いについて、出役の確認後速やかに支払うべきところ、担当者間の連絡不備により1年以上遅延した上で令和3年度の予算より支払っている。

対象者 34名
未払額 284,700円
治験日 令和3年1月31日
支払日 令和4年1月31日及び2月15日

(1 原因)

今回の事案は、支出伝票を作成する事務局担当職員が行う、発注した所属への進捗状況及び支払関係帳票の作成状況の確認が不十分であったことが原因です。

(1 処理状況)

指摘を受けた事実のとおり、請求書等を再発行してもらい、速やかに支払処理を行ったことを確認しました。

また、再発防止を図るため、事務局担当職員が、財務会計システムにより四半期毎に点検を行い、発注後に支払事務が進められていないものについて、発注した所属に進捗状況及び支払関係帳票の作成状況を確認することとしたこと、さらには、上司が当該確認状況をチェックすることにより、支払遅延事案の発生防止に取り組んでいることを確認しました。

(2 原因)

今回の事案は、担当職員が納入業者からの納品の都度、検収を行い、請求書を受領した後は速やかに支払うべきところを、支払いを失念してしまったことが原因です。

(2 処理状況)

指摘を受けた事実のとおり、未払い判明後、速やかに支払処理を行ったことを確認しました。

また、再発防止を図るため、購入物品の支払漏れがないかを、各月の伝票持込期限日に確認を行うよう取り組んでいることを確認しました。

(3 原因)

今回の事案は、通常の受託研究の取扱いと異なり、事務局担当職員が被験者データを集計して所属講座に提供する特殊な取扱いとなっていたことについて、事務局担当職員の理解不足により被験者データの集計、共有が遅延したこと並びに講座の担当職員との相互確認が不十分であったことが原因です。

(3 処理状況)

指摘を受けた事実のとおり、未払い発見後は、速やかに支払処理を行ったことを確認しました。

また、再発防止を図るため、特殊な取扱いをしている事案については備忘録を作成するとともに、担当者の変更があった際には上司も含めて確実に引継ぎを行い、担当職員間で定期的に連絡を取り合うことにより、連携の強化に取り組んでいることを確認しました。

4 研究補助業務に係る被験対象者への謝金支払いについて、出役の確認後速やかに手続すべきところ、事務手続に時間を要したため、3か月以上遅延した上で令和3年度の予算より支払っている。

対象者 2名
未払額 77,000円（2名分）
治験日 令和2年9月3日並びに同年10月4日、8日、15日、16日及び22日
令和3年1月9日、10日、12日、26日及び29日
支払日 令和3年7月30日

5 文部科学省助成事業に係る物品の購入に伴う支払いについて、納品確認後速やかに支払うべきところ、事務手続の不備により、1年以上遅延した上で令和3年度の予算より支払っている。

購入物（消耗品）シャツ型心電計「Plum SENSE」
支払額 46,200円
納品日 令和2年10月5日
支払日 令和3年11月15日

6 非常勤講師への謝金の支払いについて、実施報告の確認後速やかに支払うべきところ、担当者間の連絡不備により1年以上遅延した上で令和3年度の予算より支払っている。

対象者 4名
未払額 総支給額25,200円（源泉徴収税額768円）
対象月日 令和3年2月分（2月3日2名、2月10日2名）
支払日 令和4年3月15日

「是正又は改善の意見」

支出手続に当たっては、組織内のチェック体制を強化するとともに、会計年度所属区分について関係規程に基づき適正に行うこと。

（4 原因）

今回の事案は、担当講座からの出役確認等の提出が月締めでなされず、遅れて提出があったことが原因です。

（4 処理状況）

指摘を受けた事実のとおり、遅れて出役確認等の提出があった後、速やかに支払処理を行ったことを確認しました。また、再発防止を図るため、毎月電子掲示板で各講座の教職員に対し速やかな処理を促す掲示を行う取組を継続して行うとともに、年度末は、特に注意喚起を行っていることを確認しました。

（5 原因）

今回の事案は、該当物品の検収済みの納品書の原本がなく、納品の事実確認に時間を要したことが支払遅延の原因です。

（5 処理状況）

指摘を受けた事実のとおり、納品書を再発行してもらい、速やかに支払処理を行ったことを確認しました。また、再発防止を図るため、各講座においては納品書と納品物を同時に受領するとともに、納品書と納品物は複数の職員で確認するよう取り組んでいることを確認しました。

（6 原因）

今回の事案は、謝金の支払いには、Zoomでの講義についても講座からの「授業実施報告書」等の提出が必要であるにもかかわらず、講座での意識が薄れていたため、提出がなされなかったことが原因です。

（6 処理状況）

指摘を受けた事実のとおり、遅れて「授業実施報告書」等の提出を受けた後、速やかに支払処理を行ったことを確認しました。

また、再発防止を図るため、これまでの非常勤講師委嘱の際の各講座への毎月報告の依頼に更に注意書きを加えるとともに、定期的に報告漏れがないか各講座への連絡を行うよう取り組んでいることを確認しました。

（今後の対応）

当該法人が、事務の執行に当たり複数人数で確認を行うなど、組織的なチェック体制を強化するよう指導するとともに、関係規程に基づき適正に事務処理を行うよう指導してまいります。

（監査総務課）